

暮らしのお知らせ

飼い主は責任を持って

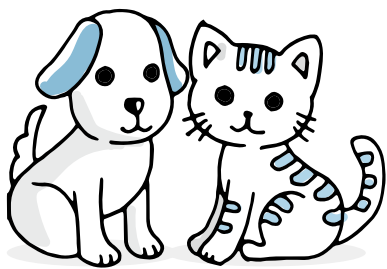
捨て犬・捨て猫の禁止

動物を捨てる行為は犯罪で、法律で100万円以下の罰金が科されます。犬・猫を飼えなくなった時は、まず新しい飼い主を探してください。

見つからない場合でも絶対に捨てずに、県動物愛護センター(富里市)へ相談してください。

周辺住民にも配慮して

動物の無責任な飼い方などによる苦情やトラブルが増えています。周辺の住民に迷惑を掛けないよう



う、犬の放し飼いはしない、散歩中にした排せつ物は持ち帰るなど、マナーを守りましょう。

問い合わせ先

- 犬・猫の飼い主探しの相談、譲渡会、しつけ方教室：県動物愛護センター(☎93・5711)
 - ペットに関する各種相談：県動物保護管理協会(☎043・214・7814)、印旛保健所(印旛健康福祉センター)成田支所(☎26・7231)
- ※くわしくは各問い合わせ先または環境衛生課(☎20・1531)へ。

正しい使用と点検を

下水道

各家庭の排水管へ、野菜くず・残飯・油・薬品類・水に溶けない紙などを流すと、污水管の変形や

詰まりの原因となります。

修理には多額の費用がかかる場合がありますので、日頃から正しい使用と点検をお願いします。

※くわしくは下水道課(☎20・1531)へ。

事業主は申請を

雇用促進奨励金

市では、障がい者や高齢者などを雇用した事業主に奨励金を支給しています。

対象は市内に事業所があり、次のいずれかに当てはまる市内在住の人を常用労働者として雇用した事業主(①～④は公共職業安定所の紹介で雇用した場合に限る)

- ① 60歳以上の人
- ② 障がいのある人
- ③ 20歳未満の子や障がいのある子を扶養する母子家庭の母と父子家庭の父
- ④ 精神・身体の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている配偶者を扶養する人
- ⑤ 自己の事業所(定年を65歳以上

に定めている事業所に限る)に

10年以上勤務した定年退職者

奨励金の額(1人当たり)は月額1万7,000円(重度の障がいのある人は2万2,000円)

助成期間は雇用した翌月から12カ月(重度の障がいのある人は18カ月)

申請期限は3月8日(金)

※くわしくは商工課(☎20・1622)へ。

離職した人を対象に

国民健康保険税の軽減

倒産・雇止めなどにより離職した人は、国民健康保険税が軽減されます。

対象は離職時点の年齢が65歳未満で、雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者として失業等給付を受ける人。雇用保険受給資格者証の離職理由(右下表)により対象者を確認します

内容は前年の給与所得を100分の30として課税

軽減期間は離職日の翌日から翌年度末の国民健康保険の加入期間

対象となる離職理由

番号	内容
11	解雇
12	解雇(天災など)
21	雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
22	雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり)
23	期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転などに伴う正当な理由のある自己都合退職
33	正当な理由のある自己都合退職
34	正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12カ月未満)

申請に必要な物：雇用保険受給資格者証または雇用保険資格通知、マイナンバーが確認できる物、本人確認ができる物

申請方法：保険年金課(市役所1階)にある申請書を同課へ。専用フォーム(htt

ps://logoform.jp/f/KSMZE)からも申請できます



※くわしくは同課(☎20・1526)へ。

令和5年度の結果を公表

工事監査

令和5年度に実施した工事監査の結果を、地方自治法第199条第9項に基づきお知らせします。

成田市監査委員 佐々木 宏之
同 岩下 豊久
同 上田 信博

期日 令和5年11月14日

対象 東小学校跡地パークゴルフ場・複合施設整備工事(コース築造工事) 請負金額3億2,340万円(消費税含む)

行った

結果 工事に係る計画、設計、施工、工事監理などについて、おおむね適正に執行されていると認められた。今後の工期においても可能な限り品質や性能の向上を目指すとともに、安全管理及び実施工程の周知を徹底し、今回の監査結果を踏まえ、より良い施設の整備を図られたい

※くわしくは監査委員事務局(☎20・1572)へ。

処分は適正に

不要な自動車

方法 設計、施工などが適正に行われているかどうかを主眼として、技術面の調査を外部委託し監査を実施した。監査に当たっては、関係職員、施工業者の出席を求め、質疑応答、関係書類の調査や工事現場の实地調査を

道路などに放置された自動車は地域の景観を損ねるとともに、通行の妨げになります。

また、放置された自動車周辺にごみを不法投棄されるなど、生活



環境の悪化にもつながります。

市では「成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」により、所有者・使用者へ早急な移動を指導しています。

不要な自動車は、販売店や引き取り業者に引き渡して廃車手続きをするなど、適正に処分してください。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

日頃の活動や催し物に

文化芸術センターの貸し出し

市では、最新の設備を備えたホールやギャラリ、音楽室を貸し出しています。日頃の活動や催し物に活用しませんか。

施設を使用するには、事前に文化芸術センター事務室(スカイタ

納税証明書、印鑑、入学または在学を証明できる物

※くわしくは教育総務課(☎20・1580)へ。

事故防止のために

自宅前の除雪

雪道では歩行者の転倒や、車両のスリップ事故の恐れがあります。市では、雪が降った場合、バス通りなどの幹線道路と通学路から除雪作業を行います。

集落や住宅地内の生活道路の除雪には時間を要するので、自宅前は各自での除雪にご協力をお願いします。

※くわしくは道路管理課(☎20・1551)へ。

国の教育ローン

教育資金利子補給金交付制度

市では、国の教育ローンの融資を受けて高校・大学などに入学する人や在学している人、その親族に、利子の半額を補給します。

入学前でも申請できますが、交付決定前の利子は対象外です。

対象 国の教育ローンの融資を受け、次の2つの条件を満たす人

- 市に1年以上住民記録がある
- 市税を完納している

利子補給期間 交付決定された月から在学する最後の月まで(最長7年間。留年した年数は除く)

申請に必要な物 返済予定表、住民票(世帯全員の続柄が記載された物)、令和4年度分の市税

今月の納期限

2月29日(木)

- ①固定資産税(第4期)
- ②国民健康保険税(第8期)
- ③後期高齢者医療保険料(第8期)
- ④介護保険料(第8期)

※くわしくは①②納税課(☎20-1519)、③保険年金課(☎20-1547)、④介護保険課(☎20-1545)へ。

市長日誌



市長日誌は市ホームページでも公開しています

1月16日(火)~31日(水)

- 16日 千葉県警察年頭視閲
- 17日 成田空港圏自治体連絡協議会視察研修
- 23日 B&G全国サミット
- 24日 印旛郡市広域市町村圏事務組合正副管理者会議
- 25日 新春交通安全祈願式
- 26日 卸売市場トップセールス(~27日・台湾桃園市)
- 28日 陸上クリニック
- 29日 八富成田斎場管理運営連絡協議会 印旛沼の治水・利水・環境対策に関する県政要望活動
- 30日
- 31日 総合計画審議会からの答申



開会式であいさつ(28日)

住所が変わったら手続きを

転入・転出・転居

引っ越しなどで住所が変わる時は、本人または同一世帯の人が市民課(市役所1階)、下総・大栄支

	届け出期間	必要な物
転入届	市外から移り、住み始めた日から14日以内	前住所地の市区町村が発行した転出証明書(マイナンバーカードや住基カードで転出の届け出をした人は不要)、マイナンバーカード・住基カード(いずれも持っている人)
転出届	市外へ移り、住み始める日のおおむね14日前から	子ども医療費助成受給券(持っている人)、国民健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・後期高齢者医療保険被保険者証(いずれも加入している人)
転居届	市内で住所を移し、住み始めた日から14日以内	マイナンバーカード・住基カード・子ども医療費助成受給券(いずれも持っている人)、国民健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・後期高齢者医療保険被保険者証(いずれも加入している人)

所、市民課赤坂分室で手続きしてください。

代理人が届け出を行う場合は委任状が必要です。住所が変わる人の氏名、生年月日、住所異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を控えてきてください。

届け出に来た人の本人確認のため、運転免許証、パスポートなどが必要です。また、住所が変わる人のマイナンバーカード、写真付きの住民基本台帳カード(住基カード)なども持ってきてください。

外国籍の人は在留カード、特別永住者証明書(旧外国人登録証明書)が必要です。

なお、市民課では、毎週日曜日にも各種届け出を受け付けています。

マイナンバーを利用した転出の届け出

マイナンバーカードを持っている人は、マイナンバーから転出の届け出ができます。

詳細はデジタル

庁公開note(<http://digital.gov.n>

ote.jp/n/081c3

78de9b6)を確認してください。



※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

まちづくりに参加しませんか

都市計画審議会・景観審議会委員

市では、都市計画や景観形成について審議する委員を次の通り募集します。

応募資格 令和6年5月1日時点

で18〜74歳で、市内在住の人(ほかの審議会などの委員、議員、

市の常勤職員は除く)

任期 令和6年5月1日〜8年4

月30日(都市計画審議会委員は

年3回程度、景観審議会委員は

年1回程度の会議あり)

応募方法 各配布場所にある申請

書と小論文(800字程度を直

接・郵送・Eメールのいずれか

で各担当課へ

都市計画審議会委員

募集人員 2人

申請書配布場所 都市計画課(市

役所5階)、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/>)

http://www.city.narita.chiba.jp/environment/page0144_00006.html)

小論文のテーマ 成田市のまちづ

くり

応募期間 3月15日(金)(必着まで

担当課 都市計画課(〒286・

8585 花崎町760 Eメー

ル toshikei@city.narita.chiba.jp・☎20・1560

景観審議会委員

募集人員 2人

申請書配布場所 公園緑地課(市

役所5階)、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/>)

<http://www.city.narita.chiba.jp/environment/page0146.html>)

小論文のテーマ 成田市の景観づ

くり

応募期間 3月8日(金)(必着まで

担当課 公園緑地課(〒286・

8585 花崎町760 Eメー

ル lkoen@city.narita.chiba.jp・☎20・1562

※くわしくは各担当課へ。

状況により使い分けて

ふたつの110番

110番は、事件や事故などの

緊急を要する場合に利用する、社

会の安全を守るための緊急電話で

す。

急ぎではない場合や困り事の相

談をする場合は、☎#9110へ

連絡してください。

※くわしくは成田警察署(☎27・

0110)へ。

災害・各種情報を提供する「なりたメール配信サービス」へ登録を

屋外の防災行政無線の放送が聞き取りにくい場合や、外出している場合などでもメールで情報を受け取ることができます。登録は無料です。

配信内容=防災行政無線で放送する防災・消防・防犯情報など

対応言語=日本語、英語、韓国語、中国語(簡体字・繁体字)、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語

登録方法=右下のQRコードを読み取るか、登録用アドレス(t-narita@sg-p.jp)に空メールを送信して登録する

※防災行政無線の放送内容は防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)でも確認できます。くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール配信サービス